

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画社会実現に向けた取組が進められてきました。

平成11年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

その後の社会情勢は、少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、大きく変動しています。こうした私たちを取り巻く環境の変化に対応し、課題を解決するためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このため、本市では、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性問題の解決や男女共同参画の様々な施策に取組み、また、平成19年には、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、合併により広域化した市域を背景に、新しい課題に対応しながら、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

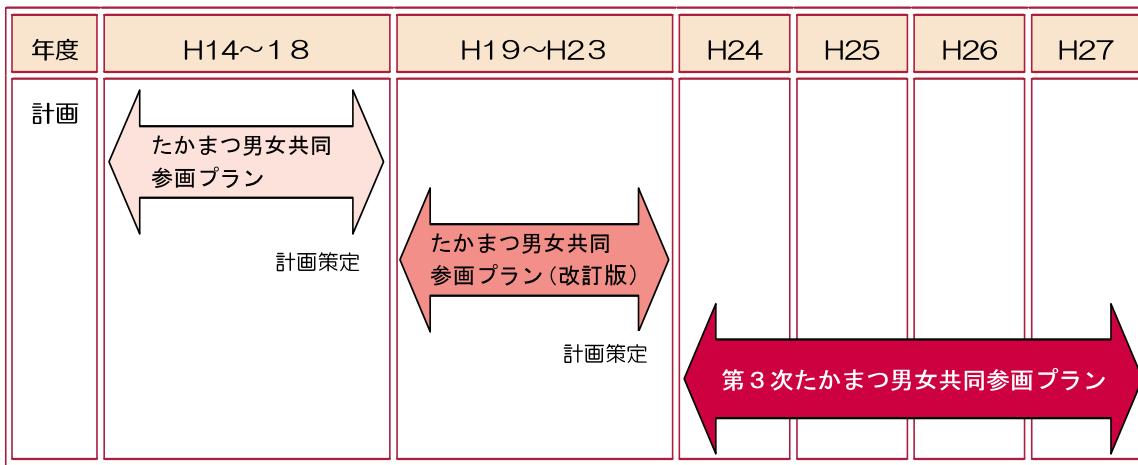
本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第5次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会の実現に関する計画として策定するものです。

さらに、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含む計画です。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。



### 4 計画の背景

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、同年、メキシコシティで第1回国際婦人年世界会議を開催し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、昭和 51 年から昭和 60 年までを「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。また、昭和 54 年には、国連総会において、「女子差別撤廃条約」が採択されました。

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60 年には、ナイロビで第3回世界女性会議が開催され、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7 年北京で開催された第4回世界女性会議においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成 12 年までに各国および国際社会がとるべき 12 項目による戦略目標および行動計画が示されました。

平成 12 年には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 年までに女性の差別的な条項撤廃の

ための法律の見直しを各国に求めることなどを盛り込んだ「政治宣言」および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 17 年には、ニューヨークにおいて第 49 回国連婦人の地位委員会（北京＋10）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価、見直しが行われるとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

平成 22 年には、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京＋15）が開催されました。

## （2）国の動き

日本では、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機として、「婦人問題企画推進本部」を設置して以降、昭和 52 年には、以後 10 年の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 年には、男女雇用機会均等法の制定や、国籍法や戸籍法の改正など、国内法が整備され、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 8 年、北京会議の成果を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の概念を新たに盛り込み、また男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、11 の重点目標ごとに平成 22 年までを見通した長期的な施策の方向性などが明確にされました。

平成 13 年には、内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

平成 17 年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など 12 の重点分野が掲げられました。

平成 19 年には、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20 年には、男女共同参画推進本部において、多様性に富んだ活力ある社会に向け

て「女性の参画加速プログラム」が発表されました。

平成22年には、「第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が平成22年度で終了することから、15の重点分野からなる「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 香川県の動き

香川県では、昭和57年に女性政策に関する最初の総合計画となる「香川県婦人行動計画」が策定されて以降、昭和63年には「香川女性のための新行動計画」、平成4年には「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」を策定、平成9年には改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成13年には、平成22年度を目標年度とし、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「男女の人権の尊重」の3つを基本目標とした「かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成14年には、香川県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「香川県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成18年には、「かがわ男女共同参画プラン」の長期的な施策の方向性の見直しを行い、平成22年度までの後期計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施されてきました。

平成23年には、これまでの取組を検証し、社会経済情勢の変化を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめた、「第2次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

### (4) 高松市の動き

本市では、昭和63年に「高松市女性行動計画」、平成6年に「第2次高松市女性行動計画」を策定し、その着実な推進に努めてきました。

平成7年には、女性センター（愛称：サンフリー高松）をオープンし、女性の自立と社会参画の促進、男女平等社会の実現を図るための施策や活動を展開しています。

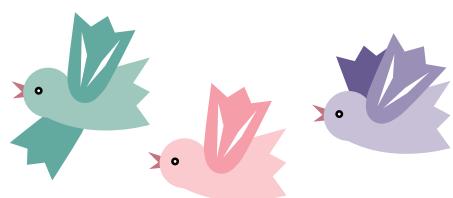
平成9年には、“認めあい 創り出し 共に生きる”をキーワードとした「男女共同参画都市宣言」を中四国で最初に行い、市民と行政が一体となって男女共同参画社会実現に取り組むための契機とし、平成10年に「第2次高松市女性行動計画（改訂版）」を策定し、男女共同参画都市宣言の趣旨を生かした取組を進めています。

平成14年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、「たかまつ男女共同参画プラン」、平成19年に「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、“だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現”を基本理念として、

様々な施策・事業を総合的、計画的に展開してきました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として様々な事業を行ってきた女性センターは、平成18年に男女共同参画センターに名称変更するとともに、指定管理者制度を導入し、市民自らの主体的な事業の推進を図っています。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組を検証するとともに、引き続き、施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成24年に「第3次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。



## 第1章 計画策定に当たって

---

